裁判年月日　平成18年 2月20日　裁判所名　東京地裁　裁判区分　判決

事件番号　平１６（ワ）１３８７１号

事件名　損害賠償請求事件　〔和光大学入学拒否訴訟〕

裁判結果　一部認容　上訴等　確定　文献番号　2006WLJPCA02200008

原告　甲山花子

 訴訟代理人弁護士　上出勝

 同　松井武

被告　学校法人Y学園

 代表者理事　乙野太郎

 訴訟代理人弁護士　喜田村洋一

 同　林陽子

主文

　1　被告は，原告に対し，30万円及びこれに対する平成16年6月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

　2　原告のその余の請求を棄却する。

　3　訴訟費用はこれを10分し，その1を被告の負担とし，その余を原告の負担とする。

事実

第1　原告の請求の趣旨

　1　被告は，原告に対し，350万円及びこれに対する平成16年6月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

　2　訴訟費用は被告の負担とする。

　3　第1項につき仮執行の宣言

 第2　原告の主張

　1　被告の設置するY大学への原告の入学の拒絶―不法行為

　　(1)　原告は，父甲山一男（元A主宰者）と母甲山花江の三女として，昭和\*年\*月\*日に出生した者である。被告は，Y大学を設置する学校法人である。

　　(2)　**原告は，Y大学の入学試験を平成16年1月17日及び18日に行われたセンター試験A日程を利用する方式により受験するため，同月29日，Y大学指定の口座に受験料を振込送金するとともに出願書類を郵送し，後日，受験票を受領した。そして，Y大学は，原告を合格と判定し，原告は，同年2月19日，Y大学から同月18日付けの合格通知の送付を受けた。原告は，入学手続の最終期限である同年3月1日，Y大学指定の口座に入学時納入金を振込送金するとともに入学手続書類を郵送し，入学手続を完了した。**

**(3)　しかしながら，被告は，上記原告の入学手続に際し，父が甲山一男であり，母が甲山花江であるという原告の家族関係が判明するや，原告の逃れられない過去を理由に，原告のY大学への入学を拒絶した。これは，出自，出生による差別であり，憲法14条，23条，教育基本法3条，民法90条，並びに経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約13条，市民的及び政治的権利に関する国際規約26条に反する行為であり，国際的にも国内的にも恥ずべき愚行であって，原告に対する不法行為を構成する。**

　2　在学契約の被告による不履行―債務不履行

　　(1)　入学希望者と学校法人との在学契約関係については，入学希望者が当該学校に入学の申込みをし，入学試験に合格した場合に在学契約が成立するが，その入学許可は，入学手続として各種の納付金（いわゆる入学時納付金）を所定の期間内に納入することを条件とする承諾と構成することができる。原告は，前記1(2)のとおり，入学試験に合格し，入学手続書類に必要事項を記載して発送し，入学時納付金を所定の期間内に納入したのであるから，原告と被告との間には在学契約が成立し，原告は被告（Y大学）の学生としての地位を取得した。

　　(2)　しかるに，前記1(3)のとおり，被告は，原告に対するY大学への入学を拒絶した。これは，原告に何ら帰責事由がないにもかかわらず，被告が原告の出生，出自によって債務の履行を拒絶したものであって，極めて違法性の高い債務不履行に当たる。

　3　原告に生じた損害

　原告は，Y大学からの上記の入学拒絶の通知後，被告の設置するY大学への入学をあきらめることができず，そのため，当初，被告から申出のあった納付金の返還の受領を拒んだが，後日これを受領した。しかし，以上のような被告の原告に対する学生としての地位取得後の入学拒絶行為という愚行により，入学時納入金他の受領によっては慰謝されない甚大な精神的苦痛を被った。そして，被告による出自，出生による差別的扱いによる精神的苦痛は，現在に至るも癒されておらず，また，未来永劫癒されることはない。したがって，その損害は，現在，少なくとも350万円を下回ることはない。

　4　よって，原告は，被告に対し，不法行為又は債務不履行による損害賠償請求権に基づき，350万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成16年6月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

 **第3　被告の主張**

　1　原告の主張1（不法行為）について

　　(1)　1の(1)及び(2)は認める。

　　(2)　(3)は争う。

　原告は，A（現在はA'と改称。以下「A」との記載は「A'」を含む。）の信者で，Aの運営ないし意思決定に関与していたと見られ，成人に達した現在も，Aにおける階級である正大師の称号及びBという宗教名を放棄せずに有しており，Aの元信者と同居し，同一マンション内にも元信者が居住しており，Aの刑事被告人とも面会しているのであって，これらの事情に鑑みれば，原告とAとの関係は払拭されていないと考えられるのである。そしてこれを前提として慎重に検討した結果，そのような**原告がY大学に入学すると，まず原告本人の勉学の環境を守れない（原告個人やAに反感を持って原告に対する様々な妨害，いやがらせの実力行使などをする個人や団体の行動を防ぎきれない。）ことが予測された。また，原告の入学により原告以外の学生の勉学の環境が守れない（原告との接触がきっかけでAに入り，又はこれに親和性を持つ学生が現れる。）ことも予測され，その場合被告に責任がないとはいいきれない事態となることも予測された。その他，原告の入学により，大学が好奇の目にさらされることによっても，学生らの平穏な勉学環境が維持できないと考えられた。本件においては，大学が在学生全体に負う適切な教育環境を保持する義務と原告を入学させ，入学後の原告の勉学環境を保護すべき義務の衝突という困難な問題があり，被告は，このジレンマの中で前者の義務を優先させるという苦渋の決断をして原告のY大学への入学を不許可としたものである。こうした事情に照らせば，被告には原告の入学を許可しなかったことについての違法性はないのである。以上によれば，被告が，原告がY大学の入学試験に合格したことを認め，これを原告に通知した後であっても，原告に対して入学を許可しないことについて社会通念上相当と認められる理由が存するといえる。**

**原告は，被告が，原告の父親が甲山一男であることを理由として入学を許可しなかったものであり，出自による差別に該当するから憲法14条に照らし違法であると主張するが，上記のとおり，被告は，原告の父親が甲山一男であることを理由にしたわけではない。**

　2　原告の主張2（債務不履行）について

**(1)　(1)は争う。在学契約は，被告による入学許可の時点で成立するのであるから，入学許可をしていない本件では，原告及び被告間に在学契約は成立していない。**

　　(2)　(2)は争う。

　3　原告の主張3（原告に生じた損害・請求の原因3）について

　争う。

理由

第1　認定事実

　証拠（甲1，4，5，11，14ないし23，28，乙1，4ないし7，9ないし12，14，証人丙川一夫，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下のとおりの事実を認めることができる。

　1　原告について

　　(1)　原告は，昭和\*年\*月\*日，父甲山一男，母甲山花江の3女として出生した。甲山一男は，後にいわゆる松本サリン事件や地下鉄サリン事件等に関与したとされるA（以下「教団」ともいう。）の主宰者であった。

　　(2)　原告は，昭和63年（原告は\*歳），当時居住していた千葉県船橋市から，新しく完成したAの富士山総本部道場（静岡県富士宮市）に転居し，以後13歳に至るまで，同道場及び山梨県西八代郡上九一色村に建設された教団の施設が原告の生活の本拠であった。原告は，教団内においてBという宗教名を有し，正大師という教祖に次ぐ教団内の階級を与えられていた。そして，Aが独自のコミュニティーを形成していたこと等の理由から，原告は，小学校に通うことはなく，専ら教団内において生育した。

　　(3)　甲山一男は平成7年5月に，甲山花江は同年6月に，それぞれAが関与したとされる事件の容疑で逮捕された（原告は\*歳）。

　このころ，Aに関するマスコミ報道が活発に行われており，甲山一男の6人の子らの中では特に原告が多く取り上げられ，3女Bは甲山一男の後継者と目され，正大師の地位を有しているが，わがまま，乱暴である等の報道がされた。こうした報道により，Bという宗教名に加え，甲山一男の後継者であるとか，わがままであるとか，乱暴者である等のイメージが広く一般に認識されることとなった。

　　(4)　平成8年（原告は\*歳），教団の道場や施設が次々と閉鎖されたことから，原告は，原告の両親が逮捕されて以来原告の面倒を見ていた丁木春子（元A出家信者）とともに転居を余儀なくされた。以後，丁木が原告と同居し，原告が成人するまで原告の監護にもあたってきた。当審口頭弁論終結時，原告は\*歳であり，丁木及び原告の妹と3人で共同住宅の一室で暮らしている。同じ共同住宅の別の室には，元A出家信者2名も暮らしており，この2名は，丁木の他に原告らのために何らかの手助けが必要なときに，原告らの手助けをする。また。原告の両親は，逮捕以降，事実上原告に対して親権を行うことができなかったので，原告が成人するまで，松井武弁護士（本件原告訴訟代理人弁護士）が原告の後見人に就任していた。

　　(5)　原告は，それまでのAの中枢人物が逮捕されていく中，平成8年6月以降（原告は\*歳）も，7名から構成されるAの「長老部」の一員とされ，教団の役員とされていた。原告は，その後も教団関係者との交流を続けていたが，教団の役員等が行う会議には，出席することもあったが，欠席することもあった。

　　(6)　原告は，平成8年11月下旬，C県D市Eに転居した。原告は，小学校に通学する機会がなかったことから，学校に行きたい，自分と同年代の子らと接したいという希望を持っていた。原告は，当時，中学1年生に相当する年齢であったが，D市の教育委員会が原告の学校編入に対して慎重な対応をとったので実際の編入時期が遅れ，原告は中学2年生に相当する年齢になり，さらに，原告は小学校で習得すべき知識すら乏しく，編入できる学年が原告の実際の学年より3学年も下の小学5年生に決定したこと等から，原告は，高校において自分と同年齢の人と学校生活を送ることができるようにと，小学校や中学校に通うことはあきらめ，自主学習により，文部科学省が行う中学校卒業程度認定試験を受験することとした。

　　(7)　原告は，平成10年11月（原告は\*歳，中学\*年生に相当）に中学校卒業程度認定試験を受験し，これに合格したことから，義務教育終了と同等の資格を得，翌平成11年2月に都立高校を受験したが，不合格であった。翌年も受験を試みる予定であったが，平成12年1月，F県G郡H村において，原告の姉（甲山一男と甲山花江の長女）の住居に入り，原告の弟（甲山一男と甲山花江の長男）を連れ帰ったことを理由に逮捕され，同年4月4日に家庭裁判所において保護観察処分の審判を受けて帰宅するまでの間，留置場や鑑別所で過ごさざるを得なかった。したがって，原告は，この期間に行われた多くの高校の入学試験を受験する機会を逃した。

　　(8)　原告が留置場や鑑別所で過ごしていた平成12年2月，Aは組織改編されて宗教団体A'になった。原告は，A'あるいは戊谷二男（A'の代表者であり，Aにおいても正大師の階級を有した実力者）とは友好関係を保ちつつ，これを機に，教団関係者に対し，もう教団運営にはかかわらないと言い，A'にも入会しなかった。

　　(9)　原告は，平成12年4月4日以降に出願できる高校を探して受験したところ，東京都内の私立学校の通信制課程に合格したことから，同高校に入学した。同高校は，原告が甲山一男の3女であることに気が付いていたが，そのまま受け入れたものであった。

　なお，原告は，上記(7)のH村の事件をきっかけとして，大学へ行って心理学を学び，臨床心理士になりたいという夢を抱くに至った。

　　(10)　原告は，熱心に学習し，スクーリングについては，3年次は大学受験予備校等の都合で32日中18日しか出席していないものの，1年次は全て出席し，2年次もほぼ出席して，スクーリングの帰り道には友人と食事をしたり，試験前には友人と集まって勉強を教えあったりするなどして高校生活を送った。3年間の学習成績概評は，AからEまでの5段階評価のうちA評価を得た。また，担任の教諭から，指導上参考となる諸事項として，1年次には「とても好奇心が旺盛な生徒である。すべての教科，科目に興味があるようで，いろいろな先生に積極的に質問をする姿がよく見られた。」，2年次には「素直でとても優しい性格である。何より友人を大切にし，思いやれる生徒である。そのため，友人からはとてもしたわれていた。」，3年次には「大学に進学し，心理学を学ぶという明確な希望があるため，学習に取り組む姿勢には目を見張るものがある。」とのコメントを得ている。

　原告が高校に入学して2週間ほど経ったころ，スポーツ紙が「B高校極秘入学」とのタイトルで，原告が東京都内の私立高校に入学している旨の記事を掲載したことがあったが，高校が何らかの措置をとったことはなく，また，原告の周囲の生徒らのうち原告がBであることに気付いた者もなく，高校生活を送るに当たって支障が生じたことはなかった。

　　(11)　原告は，平成13年1月ころ（高校\*年生の冬）から，語学留学資金を貯めるため，アルバイトを始めた。

　そのうち，学習教材のダイレクトコールのアルバイトについては，アルバイト先に原告が甲山一男の3女であることが判明し，アルバイト先の経営上の問題から途中ですぐに解雇されたが，コンビニエンスストアのアルバイトは1年余り続き，その間に140日程度の勤務をこなし，無遅刻，無欠勤であった。アルバイトを始めて5箇月くらいたったころからは，店舗のマネージャーに信頼され，一日の売上金の集計業務を任されたりもした。「甲山」という名札を付けて働き，何人もの客に接しても，何も支障が生じたことはなかった。しかしながら，同年末ころ，週刊誌に「A『B』は熱心に大検予備校通い」とのタイトルで写真入り記事が掲載され，これによりマネージャーが原告の身上に気が付き，アルバイトのシフトを入れてもらえなくなった。原告は，マネージャーの態度が急変したことに恐怖を感じ，アルバイトを続けることができなくなり，翌平成14年3月にアルバイトを辞めた。

　原告は，その他短期のアルバイトをして得た金銭もあわせて，平成14年4月中旬から1箇月間，姉とともに，カナダへ語学留学をした。

　　(12)　原告は，平成13年11月から，大学受験予備校に通い始めた。友達もでき，大学受験予備校でも充実した生活が始まった。通い始めてから1箇月半ほど経ったとき，週刊誌に「A『B』は熱心に大検予備校通い」とのタイトルで写真入り記事が掲載され，予備校は原告が甲山一男の3女であることに気が付いたが，特に問題が起きない限り静観するという態度をとった。原告は，その後平成15年3月（高校卒業時）まで同予備校に通って勉強を続けたが，何も支障が生じたことはなかった。

　　(13)　原告は，平成15年1月から3月にかけて（高校\*年生の冬）行われた平成15年度大学入試を受験し，I大学及びJ女子大学（後にJ大学に名称変更）に合格した。原告は，I大学に対しては入学手続を行っておらず，J女子大学のみに対して入学手続を行い，同年4月3日に行われる生まれて初めての入学式を控えて，喜んでスーツを選んで購入する等し，来たる大学生活に思いをはせ，心待ちにしていた。

　しかしながら，原告は，入学式の2日前である同年4月1日，「甲山花子殿　平成15年3月25日付でK学部K学科合格の通知を致しましたが，この件については入学の許可をいたしませんのでお知らせします。平成15年3月31日J女子大学」との電報を受け取った。原告は，J女子大学に対して，電話で入学を許可しない理由を問い合わせたが，その際の大学側の返答は今ひとつ不明瞭なものであった（後に後見人が確かめたところ，入学を許可しない理由は原告の両親や教団にあるとの回答を得た。）。原告は，言葉に言い表せないほど落胆し，数箇月間何もできない気持ちにもなった。その中で，J女子大学に対して訴訟提起することも考えたが，訴訟を提起すれば，自分が大学受験をしていることが公になり，自分の弟や妹の進学をも阻害してしまうのではないかと考え，断念した。

　　(14)　原告は，再びやっとのことで一念発起し，臨床心理士になろうと思い，平成16年1月から3月にかけて行われる平成16年度大学入試受験を目指してさらに勉強に励んだ。

　そして，I大学，L大学及びY大学（被告の設置する大学）に合格した。

　このうち，臨床心理士の専攻学科があり，原告の有力な入学志望校の一つであったL大学については，原告は，平成16年2月1日に受験した地方入試（センター試験の結果を利用せず，大学で直接受験する方式）でこれに合格し，同月7日，合格通知書及び入学手続書類を受領した。そして，原告は，L大学に対し，入学手続（第1次手続及び第2次手続）をし，平成16年3月4日，L大学から入学許可書を受領した。

　また，I大学については，平成16年3月10日が入学手続の締切日であった。原告は，同大学より他大学への進学を希望していたため，あまり多数の大学に対して入学金等を払込むことができないという経済的な理由もあり，とりあえず入学手続をせずにおくこととした。

　Y大学に関しては，原告が平成16年1月18日及び19日に受験したセンター試験の結果を利用してこれを受験し，同年2月19日に合格通知書を受領した。Y大学には，原告が目指す臨床心理士の専攻がなかったが，原告は，人権教育や差別問題に熱心に取り組み，自由な雰囲気が感じられるY大学の学風に惹かれ，また，平成16年の元旦に，A関連のドキュメンタリー映画を撮影した知り合いの映画監督（同年春からY大学教授になった。）から，「（Y大学の）教授たちが，花子ちゃん，Yに来れば良いのにと言ってます。もし進路で悩んでいるのなら多少は力になれますよ。」と書かれた年賀状を受け取ったことがあったので，たとえ他の大学に入学を拒否されても，Y大学はきっと甲山一男の子である自分を受け入れてくれると思い，Y大学に対しても入学手続をすることとした。原告は，Y大学の入学手続の締切日である同年3月1日，Y大学に対し，入学手続をした。なお，原告のY大学受験，合格及びその後の入学不許可に至る経緯の詳細は，後記3に認定するとおりである。

　原告は，今度こそは大学に入学できると確信し，大学の入学式にスーツをきれいに着ることができるようにとダイエットに励んだり，入りたいサークルをあれこれ考えたりして，いよいよ来たるべき大学生活に心を躍らせていた。

　　(15)　原告は，このころ，A''（後にA'と改称）その他教団から派生した宗教団体に属していなかったが，教団の元信者の何人かとは交友関係が持続していた。教団に関係する事件で刑事被告人になっている者に接見に行ったりもしていた。かつて原告は，丁木その他の人間から，Bと呼ばれていたが，このころは，BちゃんとかBっちゃん等と呼称されていた。

　2　被告及び被告の設置するY大学について

　　(1)　被告は，Y大学を設置する学校法人である。

　　(2)　Y大学は，以下のとおりの3学部8学科から成り，それぞれの学部学科への平成16年度の入学定員は，以下に付記したとおりである。なお，Y大学には，学部学生のほか，専攻科生，研究生等が在籍しており，これらをあわせた平成16年度の在校生合計数は，3997名であった。

　ア　K学部

　(ア)　K学科

　入学定員92名，収容定員368名

　(イ)　M学科（原告が受験し，合格した学部，学科）

　入学定員93名，収容定員372名

　イ　表現学部

　(ア)　文学科

　入学定員63名，収容定員262名（編入学定員5名）

　(イ)　表現文化学科

　入学定員60名，収容定員250名（編入学定員5名）

　(ウ)　芸術学科

　入学定員50名，収容定員220名（編入学定員10名）

　(エ)　イメージ文化学科

　入学定員50名，収容定員210名（編入学定員5名）

　ウ　経済経営学部

　(ア)　経済学科

　入学定員150名，収容定員600名

　(イ)　経営メディア学科

　入学定員150名，収容定員600名

　エ　学部合計

　入学定員708名，収容定員2882名

　　(3)　Y大学の教職員数は，専任教員が106名，非常勤講師が252名，専任職員が70名である。

　　(4)　Y大学は，東京都〈番地略〉に所在し（N線O駅徒歩15分），その敷地面積は7万1280ｍ2であり，校舎等の建物面積は2万5267ｍ2である。

　　(5)　Y大学は，教育基本法の精神に則り，学問・芸術の理論と応用とを研究・教授すると共に，豊かな人間性の上に人文的，社会的教養と新時代の知見・技術とが調和し統一した人間の育成をはかり，以て社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする大学である（学則第1条）。

　そして，Y大学は，自ら「開かれた大学」と標榜し，自由な学風を自らの特色とし，K学部では，人権問題，差別問題についての研究，教育が比較的盛んに行われている。

　3　原告のY大学受験，合格，その後の入学許可取消しに至る経緯

　　(1)　原告は，平成16年1月29日，大学入試センター試験利用A日程（センター試験の得点だけで選考が行われる方式）でY大学K学部M学科に出願するため，Y大学が指定する口座に検定料1万5000円を振り込んだ。そして，入学願書等の書類の必要事項を記入し，Y大学へ送付した。これらの書類は同月30日にY大学に到着した。

　なお，入学願書には，「保護者氏名」及び「保護者住所」を記入する欄があったところ，記入要領には，同欄には「出願から入学手続きまでの間，迅速かつ確実に連絡のとれるところを記入」することとの指示があったため，原告は，同欄に，拘置所にいて連絡をとることのできない父親ではなく，別居をしてはいたが連絡はとることができる母親の名前を記入した。

　　(2)　Y大学は，原告のセンター試験の得点から，原告を合格と判定し，平成16年2月18日，原告に対し，合格通知書（甲16）及び入学手続書類を発送した。同書類は，翌2月19日，原告のもとに到着した。

　　(3)　原告は，上記1(14)のとおり，L大学にも合格し，平成16年2月26日までに同大学に対する入学手続を終えていたが，前年のJ女子大学の例のように，合格して入学手続を経ていても入学許可取消しになる場合もあると考えた。この点，Y大学については，平成16年の元旦に，A関連のドキュメンタリー映画を撮影した知り合いの映画監督（同年春からY大学教授になった。）から，「（Y大学の）教授たちが，花子ちゃん，Yに来れば良いのにと言ってます。もし進路で悩んでいるのなら多少は力になれますよ。」と書かれた年賀状を受け取ったことがあったので，たとえ他の大学に入学を拒否されても，Y大学はきっと甲山一男の子である自分を受け入れてくれるだろうと考えた。また，Y大学には，原告が目指す臨床心理士の専攻がなかったが，人権教育や差別問題に熱心に取り組み，自由な雰囲気が感じられるY大学の学風に惹かれてもいた。

　そこで，原告は，Y大学に対しても入学手続をとることとし，Y大学の入学手続締切日である同年3月1日，学生納付金として定められている77万5000円を振り込むとともに，Y大学学籍原簿（甲18），学生生活記録（甲19），証明願（甲20）及び学生証用写真提出用紙（甲21）等の入学手続書類に必要事項を記入の上，これらの書類をY大学に宛てて発送した。

　なお，このうち，学生生活記録（甲19）には，「家族構成」欄があり，そのうち「続柄」欄には「父」及び「母」の文字が印刷されていた。原告は，いつもであれば父の名前を書くことについて経験上とっさに悩んでしまうところであるが，Y大学であれば，むしろ甲山一男と甲山花江の子であるということまで含めたありのままの原告を受け入れてくれると信じ，また，原告自身，そのようなY大学では，両親の子であることを明らかにして学びたいという思いもあったので，今回は父と母の名前を出したいと考えた。原告は，隠さなくてよいことに誇らしい気持ちさえ感じつつ，「父」の欄に甲山一男，「母」の欄に甲山花江等と記入した。

　　(4)　Y大学は，平成16年3月3日，原告から発送された入学手続書類を受領した。

　そして，Y大学の入試課の職員が書類を点検したところ，学生生活記録（甲19）の「家族構成」中「父」の欄に甲山一男，48歳，無職等と記載されていることを発見したことから，ひとまず入学許可書の発行を差し控え，Y大学内において対応を協議することとなった。

　当時，甲山一男の名は，Aの教祖であった者として，また信者らにサリンを用いた無差別大量殺人事件を実行させた主謀者であるとの容疑で刑事裁判中の者として著名であり，また，世間一般において，Aに対しては，何かとんでもない危険なことをしでかすのではないかという底知れぬ不安感，得体の知れぬ不安感を抱いている者も多いところであった。

　ところで，Y大学の学則（乙1）においては，入学志願者の入学の許可は，学部教授会の審議を経ることが必要であるが（18条3項），最終的な入学の拒否の決定権は学長にある（35条）とされていた。

　同日午後3時ころから，Y大学学長，M学科長（原告が合格した学科の長），入試委員長，事務局長及び入試課長が集まって協議を開始し，その後，K学部長，表現学部長代理，経済学部長，企画室代表，総務課長も加わって協議を続行し，被告理事長及び被告事務局長に報告の上で原告に本人確認，すなわち元A主宰者である甲山一男の3女本人であるか否かを確認する旨を決定した。

　　(5)　Y大学は，翌3月4日も，午前9時10分からは課長会を開催し，午前11時30分からは学長，K学部長，経済学部長，企画室代表，入試委員長，総務課長及び入試課長で協議を行った。その上で，入試課の担当者である己田が，同日午後1時20分ころ，原告に電話を架け，原告のY大学への入学に関して大学から伝えたいことがあるので，Y大学まで出向いてもらいたい旨を留守番電話に録音した。原告は，帰宅して留守番電話の録音を聞き，こうした内容の電話を受けること自体に差別を感じたものの，Y大学から入学が許可されないとは微塵も想像せず，同日午後5時15分ころ，Y大学入試課に電話を架けた。

　結局，翌3月5日の電話により，原告は，同年3月8日午前11時にY大学に出向き，面接を行うことに決定した。

　　(6)　Y大学は，原告が来訪する予定の平成16年3月8日に至るまでにも，同年3月5日には学長，K学部長，M学科長，入試委員長及び事務局長で協議をし，翌3月6日にはK学部の臨時教授会を開催し，その翌日である3月7日には，午後5時から，学長，K学部長，表現学部長代理，経済学部長，K学科長，M学科長，企画室代表，入試委員長，事務局長，総務課長，入試課長及び弁護士らが集まって協議した。

　3月6日のK学部臨時教授会においては，Y大学学長である丙川一夫から，K学部としての意向が問われた。出席者により考えは様々であり，発言しない者もいたが，概ね，法的に入学を拒否することはできない，したがって，学部としては原告を受け入れるつもりである，ただし，入学後に発生するかもしれない諸問題は大学として処理することとの意向が示された。

　3月7日の協議においては，教団の事情に詳しいという者を招き，その者から，原告が正大師であること，Bという宗教名を有していること，教団に関連する事件で刑事被告人となっている人物に接見していること等の発言を得た。

　　(7)　原告は，丁木（原告のY大学入学に当たっての第2保証人になっていた。）とともに，平成16年3月8日午前11時，Y大学に赴いた。このとき，原告の頭の中には，入学不許可の不安も若干よぎったが，Y大学は熱心に人権問題や差別問題に取り組んでいることや，教授らが原告がYに来ればいいのに等と言っている旨の年賀状を受け取っていること等から不安はかき消され，まさかY大学が原告に対して入学許可を取り消すことはあるまいと思い，むしろ，原告は，これから通うことになるかもしれない大学だから，粗相のないようにしなければならないという緊張感をもって面接に臨んでいた。

　Y大学側は，本人確認のみを直接の目的として，K学部長（庚町教授），入試委員長（辛浜教授）及び事務局長が面接に臨んだ。

　辛浜は，まず，原告に対し，本人確認をした上で，入学許可書の発送が遅れていることを詫び，その理由について，大学側の事情を伝えたいと述べた。辛浜の説明する大学側の事情とは，原告には特別な社会的な状況があり，原告を包み込んでいるものが問題であり，大学側の考える様々な懸念が払拭できないというものであった。そして，丁木が懸念とは具体的に何かと尋ねたのに対し，辛浜は，例として，原告の身上が他の学生にわかったときの反応を示した。

　原告は，人権教育の熱心なY大学が懸念として上記のような例を示したことに驚きを隠せなかった。しかし，原告は，辛浜らが直接自分に会って，自分を知ろうとしてくれているのだと理解し，自分がY大学に入学しても問題が生じないことを説明しなければならないと思い，今まで自分が一個人として過ごすことには問題がなく，実際に通信制高校や，予備校や，アルバイトに通うに際しても何の問題も起こらなかったこと，いつもマスコミに取り上げられて周囲が騒ぐことにより問題が起こること及び大学に行くために今までどんなに努力をしてきたか等を訴えた。

　辛浜らは，涙ぐむなどしながら，原告の話を熱心に聞いた。しかしながら，辛浜らが原告と面談した目的は，原告が，甲山一男の3女本人であるかどうかを確認することにあった。そして，Y大学内部では，上記(6)のとおり，3月7日に関係者から事情を聴取したことをもって，3女本人は現在も正大師の地位にあり，教団と深い関係にあるとの認識が固まっていた。したがって，原告をY大学で受け入れることができるか否かについては，原告が3女本人なのであれば，原告が現在も教団と深い関係にあるということを前提として，そうした者をY大学に入学させることにより様々な混乱，危険が生じるのではないかとの懸念を払拭できるか否かという観点のみにおいて検討されている状態であったのであり，原告との面談において，原告本人の現在の生活状況，教団との関わり等をさらに原告に尋ね，具体的に問題点を検討するということは予定されていなかった。辛浜らは，原告が今まで実際にいかなる生活をし，いかなる努力をしてきたかについて話をするのに熱心に耳を傾けたが，それがY大学側の検討に直接的な影響力を有することはなく，原告の実情や努力を耳にした辛浜らは，あなたが悪いのではない，あなたを包み込んでいるものが問題なのだ等の発言を繰り返した。

　辛浜は，原告に対し，通信教育で心理学を学ぶことは考えなかったのか，大学に行きたいか等と尋ね，また，学問は逃げません等とも告げた。原告は，これらの発言にも衝撃を覚えた。原告は，学問は逃げると考えたし，現在の自分にしか感じることができないことを実際に大学に入学し，通うことで感じ，経験したいと考えたから必死で勉強をして入試に合格したのであった。しかしながら，原告は，辛浜らにY大学に入学したい強い意思があるのかどうかを試されているのだと理解し，大学に行きたいという強い気持ちを何度も説明した。

　原告は，面接の間，自らの思い描いていたY大学のイメージとは異なる辛浜の発言により，幾度も衝撃を受けたり悲しくなったりがっかりしたりしたが，なおY大学だけは自分が甲山一男の娘であるという理由で入学を許可しないことはないと信じ，辛浜らが，本日の結果を踏まえて検討すると言ったときも，よい方向の結果が来るはずだと信じていた。

　辛浜は，原告に対し，Y大学内の同年3月12日夜の会議で原告の入学についての最終決定をし，同月13日中には原告に何らかの連絡をすると告げた。

　原告が合格していたI大学の入学手続期限は，Y大学からの連絡が来る予定より前の平成16年3月10日に迫っていた。原告は，I大学よりもY大学やL大学に入学することを希望していた上，よもやY大学から入学を拒否されることはないと信じていたため，経済的負担も考慮し，I大学への入学手続を行わずに，同月13日のY大学からの連絡を待つこととした。

　　(8)　丙川は，原告の入学を許可すべきだという意見と，入学を拒否すべきだという意見との間に，学長としてこれをどうすべきか，日々逡巡していた。仮に原告に対してY大学への入学を許可しないとすれば，原告に対して甚大な不利益を与えることになることは十分理解し，心を痛めた。しかしながら，丙川も，前提として原告が現在も教団における正大師の地位にあり，Bという宗教名を有し，教団関係者と共に居住し，教団関係者に接見に行くなど，教団と深い関係にあるとの認識を有しており，そうした原告に対して入学を許可したとすれば，Y大学の規模をもってしては収拾がつかないほど学内が混乱することがあるのではないか，在校生の学習環境が破壊されるのではないか，原告自身に生ずるかもしれない不測の混乱に対処することも出来ないではないかと，様々な不安が広がるばかりであった。丙川は，幾日も悩み，苦しんだ末，入学者の減少等であれば入学不許可の理由にならないと考えたが，原告が現在教団との関係を払拭できていないということを前提としたとき，原告が正大師の地位を有し，教団との関係を有していることを原因として学内に生じる可能性のある混乱について責任ある対処ができる見込みがない，混乱が生じる可能性がわかっていながら原告を受け入れるべきではないだろう等との考えに至り，原告に甚大な不利益を与えることは痛感しながらも，上記のような様々な可能性が現実化した場合にはY大学が存続できないと思い，学長として，3月12日に行われる連合教授会において原告に対して入学を許可しないとの提案を示す決心をした。

　Y大学は，平成16年3月12日午後0時30分から，連合教授会（通常であれば，年に1，2度開催され，学長の所信表明が行われるにすぎないもの）を開催し，この場において，丙川は，原告の入学を許可しないという方針を提案した。これを受けて，同日午後1時30分から，各学部の教授らにより各学部教授会が開催され，前記学長の提案について審議され，これが承認された。そして，Y大学は，同日午後4時，臨時運営委員会を開催し，原告の入学を許可しないという学長の提案を各学部教授会が承認したことを確認し，これを受けて，丙川が，大学として入学を許可しないとの方針を確定した。

　Y大学は，原告宛ての「入学不許可について」と題する文書（乙5）及び「納付金返還について」と題する文書を作成し，同日午後7時30分，これらを原告に対して郵送した。「入学不許可について」は，事務局原案は「あなたは本学K学部M学科入学試験（大学入試センター試験利用入試A日程）に合格されましたが，諸般の事情により，現時点では，残念ながらあなたを本学にむかえることが出来ないという結論となりましたので，通知いたします。なお，既に納められた学生納付金は返還いたしますので，同封の「納付金返還について」にご記入いただき，3月25日までにご返送いただきますようお願いいたします。」との記載であったが，丙川は，入学不許可の決定が原告にとって理不尽なものであることは十分承知しているが，大学としてやむを得ない苦渋の決断であったことをどうかわかって，赦してほしいという思いから，上記の原案の「残念ながらあなたを本学にむかえることが出来ないという結論となりましたので，通知いたします。」に続けて，「どうぞご寛恕下さい。」（寛恕とは，とがめずにすておくこと，広い心で赦すことである。）という一文を付け足した。

　　(9)　原告は，平成16年3月14日（同月13日は一日外出していた。），Y大学から，上記「入学不許可について」及び「納付金返還について」を受領した。

　原告は，もとよりY大学は自分に入学を許可しないことはないと思っていたことに加え，直接会って説明したのだから自分の入学により問題が生じることはないということを理解してもらえたと思っていたので，この通知に非常に驚き，そして，言葉に言い尽くせないほど落胆し，絶望した。

　　(10)　Y大学は，平成16年3月11日ころから，合格しているのに入学不許可にした者がいるだろう等という問い合わせを報道機関から受けるようになった。報道機関側の話し振りから，原告の入学不許可の情報をつかんでいることは確実であり，一部報道機関はY大学が取材に応じなくても記事にするという意向を示すようになった。実際とかけ離れた内容の報道がされて社会に誤解が広まることを恐れ，同月15日午後6時50分すぎから，問い合わせをしてきた一部の報道機関の取材に応じた。Y大学の報道機関に対する説明の内容は，Y大学のセンター利用入試の合格者（Y大学側は，原告の名前を出さなかったが，報道機関側は原告であることを当然の前提としていた。）につき，入学手続で家族関係が明らかになったことから大学において協議を重ねたが，葛藤の末入学を不許可にしたこと，3月8日に直接面談して話をしたが，特に強い抵抗は見られなかったこと，その面談の際，原告が，昨年は電話一本で断られた大学もあると話したこと等であった。翌3月16日，通信社や新聞社のホームページ，各新聞紙やスポーツ新聞の紙面，テレビ等，多くの媒体で，原告がY大学の入試に合格したが入学不許可とされたことが報道された。

　また，Y大学は，同じく同年3月15日ころから，学長の丙川の名義で，「2004年度入試における合格者の入学不許可について」と題する文書（乙6）を，Y大学のホームページに掲載した。その内容は，次のとおりである。

　「Y大学は2004年度入試においてK学部の合格者1名を，3月12日に入学不許可とすることを決め，同日本人宛通知した。

　いったん合格とした受験生に入学を拒むことは，本学にとって異例のことであり，当該受験生に当惑や苦痛を与えることを承知している。しかし，この間学内での教職員の議論を踏まえ，学長判断のもと，後に記す理由で苦渋の選択をした。

　本学は，入学手続書類提出とともに，保証人，家族構成を記させている。したがって，本学における受験生がいかなる家庭的背景をもっているかは，その際，はじめて判明した。

　本学は当該合格者が入学した場合，当人が学内外で特異な存在となり，内外の不安や好奇な目にさらされることを防ぐ自信を持たない。その結果，本人に責任がなくとも，学内の平穏な教育環境を乱す可能性が大きい。

　本学は小さいながら開学以来30数年，学生一人一人を大切にすることを教育の原点と考え，教職員と学生ともども努力を重ねてきた。今回の事態に対し，本学の存在意義にまで立ち返り慎重に対処方を検討してきたが，本人の本学における自由な学習を護りきれないと同時に，在学生の学習環境を維持し切れないと考えざるを得ず，現時点では入学不許可という苦渋の選択をすることになった。

　この決定が，自由な大学としての本学の伝統に影響のあることを承知している。大学内には今日なお，学長の決定に賛否の議論はある。社会の批判のありうることも承知の上，この決定を行った。」

　原告は，原告に何の連絡もなくY大学が取材に応じ，同大学のホームページに情報を掲載したことにより，自分が大学受験をしていたことが世間に知れ渡り，既に入学許可書を得ているL大学からも入学許可を取り消されるのではないか，今後どんな大学を受験してももはや入学を許可されないのではないか等のおそれを抱き，また，原告の立場に配慮せずに取材に応じ，ことに「特に強い抵抗は見られなかった」等とのコメントをしたY大学に対し，強くショックを受け，憤った。原告は，Y大学に電話をし，辛浜に対し，取材に応じたことに対して抗議をした。

　Y大学は，原告の抗議を受け，前記「2004年度入試における合格者の入学不許可について」と題する文書をY大学ホームページから削除したが，その矢先，新たに在学生及び卒業生向きの文書（乙7）を掲載した。その内容は，次のとおりである。

　「Y大学の在学生・卒業生のみなさんへ

　新聞・テレビ等の報道に接し，みなさんの驚かれた様子が目に浮かぶようです。

　心配して，いろんなかたちでご連絡やらご支援をいただいた方々に，この場をかりてお礼申します。

　ことのあらましと，決断の根拠とは，各報道機関に示した見解を「2004年度入試における合格者の入学不許可について」と題してまとめ，16，17日両日に大学のホームページに掲げました。ただ，報道には不明確なところや，誤解を生じる箇所もありますので，いくつかのことをお伝えしておきたいと思います。

　1)　入学不許可としたのは，当人および在学生たちにどうしたら「自由な学習と研究の場」を保障できるか，という大学の存在意義の根幹をめぐって，大学の責任あるものたちが衆知を集めて検討した結果にほかなりません。

　2)　教職員はこうした余儀ない選択を行わざるをえなかったことを重く受け止め，研究や教育の場において，今後ともこのことの持つ意味を検証し直しつづけなければならないと考えています。

　3)　報道機関の絶えざる取材攻撃にさらされた際に，私どもがもっとも意を用いたのは，当人のプライバシーをどう守るかということでした。そのためにも，当人の氏名はもとより，社会的背景についても私どもの方からは漏らさず，報道機関にもそのことに意を用いてくれるように強く要請しました。

　しかし，結果としてこのような事態になってしまったことを残念に思っています。大学の力量を超えた問題ではありますが，当人には大変お気の毒であり，申し訳ないことになってしまったと思っております。

　在学生や卒業生のみなさんの不安や疑義がこれで解消されるとは思いません。今後も，機会のあるごとに，可能なかぎり説明責任を果たしてゆく所存でおります。みなさんがY大学の在学生・卒業生であることに自信と誇りを持ちつづけられることを確信しています。」

　原告は，Y大学に対して絶望とあきらめの気持ちを有するに至り，さらに抗議をすることはなかった。

　　(11)　原告は，平成16年3月28日，L大学から，「入学許可の取消しについて」と題する文書を受領した。

　原告は，暗く悲しい気持ちから立ち直ることができなくなり，一日に20時間以上も眠ってしまうほどであった。

**しかしながら，どうしても大学へ行きたいという思いから，平成16年3月31日，L大学を相手方として学生としての地位保全仮処分申立事件を東京地方裁判所に起こした。東京地方裁判所は，同事件について数回の審尋期日を持ち，同年4月28日，原告の申立てを認める仮処分決定をした（甲11）。**

**L大学は，上記決定に対して異議を申し立てず，学内調整の上，正式に原告を学生として迎え入れることとした。原告は，同年5月6日以降，L大学P学部Q学科に在籍し，その他の学生と同様に，勉強，部活動，アルバイトと，充実した学生生活を送っている。**

 第2　被告の不法行為責任の有無

　1　被告の設置するY大学は私立大学であるところ，以下のような法律の定めに照らせば，私立大学も高度に公の性質を有するものであるというべきである。

　すなわち，学校教育法2条は，「学校は，国，地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが，これを設置することができる。」と定め，同法1条は，「この法律で，学校とは，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校及び幼稚園とする。」と定めているから，私立大学も法律に定める学校である。そして，教育基本法6条1項には，「法律に定める学校は，公の性質を持つものであって」と定められており，さらに同条2項には，「法律に定める学校の教員は，全体の奉仕者であって，自己の使命を自覚し，その職責の遂行に努めなければならない。」との定めがあることを併せ考えると，私立学校であっても高度に公の性質を有するものと考えるのが相当である。

　そうであれば，**私立大学も，いかなる者を入学させ，また入学させないかも含み，その教育事務の遂行に当たっては，私立大学の特性に鑑みてやむを得ない場合は別として，憲法に定められた諸規定の趣旨を尊重する義務を負うものというべきである。**

**そして，入学試験に合格し，通常であれば当然大学に入学する資格を得た者について特別に入学不許可にするには，慎重に事実関係を調査し，その結果，入学不許可にしなければ真にやむを得ない事情がある場合を除いては，違法との評価を免れないと解するのが相当である。**

　なお，入学を不許可とすることが違法とされる場合であっても，不許可の要件がないことの確認のための調査に時間を要するため，一般の合格者とは異なる時期に入学許可をすること，例えば入学許可の時期が4月2日以降にずれこんだりすることは，許される場合もあるものと考えられる。

　2　前記認定事実に照らし，検討する。

　前記認定事実によれば，Y大学は，原告の実際の生活の実情，教団との関わりその他関連する事情について，平成16年3月7日の夕刻から行われた協議の席において，教団について詳しいという者から事情を聴取し，この者が，原告が現在も正大師の地位を有しているとか，Bという宗教名を放棄していない等の情報を提供したことのみをもって，他にほとんど調査を行うことなく，原告が現在も教団と深い関係にあると判断したものである。翌3月8日の原告及び丁木との直接面談の目的は，真実原告が入学意思をもって受験したこと（同姓同名の者による受験や，原告以外の者によるいたずらやいやがらせ目的の受験ではないこと）の確認にすぎなかった。面接の際，原告が，これまで高校及び大学受験予備校に通ったり，アルバイト先で働いたりしても何の問題も生じなかった旨説明したにもかかわらず，これを受けて高校や大学受験予備校に問い合わせることすらしていない。被告側としては，通常のスケジュールに従い，3月中旬までに入学許可者を確定しないといけないと考えたのかもしれないが，調査のため必要な場合には，入学許否の判断を留保し，許否の判断が4月にずれ込むことがあっても，なお慎重な調査を行うべきであったものというべきである。

 　そして，本件においては，認定事実によれば，確かに，原告は，高校生になるまでは，教団の在り方に変化こそあっても，教団の社会の中で，教団の主宰者の娘として，いわば教団の中枢ともいうべき役員会に出席したり，教団の人間から主宰者の娘として大切にされたりして過ごし，教団の関係者と親交を持ち，当然，その身上から，信者に対する無形の影響力も有していたものといわざるを得ない。また，原告にはいかんともし難いところではあるが，信者の中には，元教祖の娘として原告をも崇拝の対象とみる者が将来にわたって出てくる可能性も否定しきれないところである。しかしながら，それらは，原告が教団主宰者の娘として出生して幼少のころから13歳に至るまで他の一般社会とは隔絶した教団の施設においてのみ生育し，その後も，高校生になるまでは，教団の社会の中でのみ生活していて，小学校や中学校に通うことすらなかったために，他の社会を知る機会を得られなかったという事情から必然的に発生した事象に過ぎない。そして，原告が特殊な環境に育ち，特殊な経緯を辿ったことから必然的に発生した事象を取り除けば，原告は，臨床心理士になりたいという夢を持って，志望大学への入学を目指し，むしろ人並み以上の努力によって勉学に励み，アルバイトをし，自ら貯めたお金で語学留学を体験し，高校や大学受験予備校に通って友人らと楽しく過ごし，大学に合格すれば，気に入ったスーツを着て入学式に出席したいと思って買い物をしたり，ダイエットをしたりもし，部活動をすることを待ちこがれたりもする，一般の女性である。そして，現実に，普通の女性として高校及び予備校に通い，アルバイトをしたのであり，そのことで重大な問題が生じたことはなかったのである。

 　したがって，Y大学において原告の生活の実情等を慎重に調査すれば，原告をY大学に入学させたとしても，その時点においては，何らY大学の存続を揺るがし，あるいはY大学において大学の在校生に平穏な学習環境を提供することができなくなる問題が生じるような現実的危険を見出すことはできず，仮に，その調査に時間を要したとしても，遅くとも入学式後まもない時期には，原告を学生として迎え入れることが可能であったというべきである。

 　なお，**Y大学は，その学則第63条及び第64条において，秩序を乱した者については，教授会の議を経て，学長が戒告，停学，退学の懲戒処分をとることができることも定めており（乙1），万が一原告が入学したことによって，原告の責めに帰すべき事情により何らかの学内の混乱が発生したとしても，何らかの対応をとることも可能な状況にあったものと考えられる。にもかかわらず，そもそも入学前の段階において，現実の危険性が具体的にどれだけ存在するのかということについて慎重に調査するという態度を欠き，安易に，原告が危険を誘発するほど教団と深い関係にあると判断し，その誤った判断を前提に，自ら抽象的に予想する危険性が仮に現実化した場合を想定し，その想定を前提とした判断を行ったものである。**

 **以上によれば，本件において，被告が原告のY大学への入学を不許可にしたことについては，違法といわざるをえないから，被告は，この点について，不法行為責任を免れない。**

 第3　損害について

　第1において認定した事実によれば，原告は，被告の設置するY大学から入学試験に合格しながら入学不許可とされたことにより，Y大学において学ぶ可能性を閉ざされ，これがきっかけで，L大学からも入学許可をいったんは取り消され，裁判所の仮処分によってかろうじてL大学の学生の地位の保全を受けるという苦難を味わう羽目に陥った。そして，被告において，原告の父が甲山一男であることを直接の理由として入学を不許可にしたのではないとはいえ，そのことに起因する事情で不許可にしたものであって，原告からすれば，父が甲山一男，母が甲山花江であるという原告にはどうすることもできない事情により，小学校にすら通っておらず学力が著しく低いところから大学入試に合格するところまで学力を向上させるという多大な努力をしても水の泡と消え，L大学の入学許可取消という事態もあいまって，人生の途が閉ざされたという心境に陥ったものであり，大きな精神的苦痛を被った。

　原告が現在，本人の希望である臨床心理士の専攻学科が設置されているL大学において心理学を学ぶ等して充実した大学生活を送り，大学に行って心理学を学びたいという当初の夢は達成されたことを考慮したとしても，本件の入学不許可により原告の被った精神的苦痛を金銭に評価すると，30万円を下らないものというべきである。

 第4　結論

　以上説示したところによると，原告の請求は，被告に対して30万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成16年6月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し，その余は理由がないから棄却することとし，訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条，64条を適用し，仮執行の宣言を付する必要はないものと認め，主文のとおり判決する。

　（裁判長裁判官・野山宏，裁判官・野村高弘，裁判官・出口亜衣子）